第十一条の二の次に次の一条を加える。

第十一条の三　事業者は、送電・高圧配電非関連費として、期間原価等項目のうちの原子力廃止関連仮勘定償却費、地帯間購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費に限る。）、他社購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費に限る。）、地帯間販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。）及び他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。）として前節の規定により算定された額の原価算定期間における合計額を整理しなければならない。

2　事業者は、前項の規定により整理された送電・高圧配電非関連費を、送電・高圧配電非関連固定費に整理しなければならない。

3　事業者は、三需要種別ごとに、前項の規定により整理された送電・高圧配電非関連固定費の額を、第九条の二第五項の規定により算定された値により配分し、追加固定費に整理しなければならない。

第十四条の五第一項中「第十二条まで」を「第十一条の二まで、第十二条」に改め、「並びに第十条」の下に「、第十一条の三」を、「又は第十条」の下に「、第十一条の三」を加え、同条第二項中「第十二条まで」を「第十一条の二まで、第十二条」に、「第十条及び」を「第十条、第十一条の三」に改め、同条第三項第一号の表イの項中「第十二条まで」を「第十一条の二まで及び第十二条」に改め、同号の表ロの項中「第十二条まで」を「第十一条の二まで、第十二条」に改め、同項第二号の表中「第十条」の下に「、第十一条の三」を加える。

第二十条第三項中「第十一条の二第一項」の下に「、第十一条の三第一項」を、「電源開発促進税（額が変動する場合に限る。）」と」の下に「、第十一条の三第一項中「他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。）」とあるのは「他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。）のうち額が変動するもの」と」を加える。

様式第一の第一表中

「地帯間購入電源費	＜　＞	」を
「地帯間購入電源費	＜　＞ ＜　＞	」に、
「他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）	＜　＞	」を
「他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）	＜　＞ ＜　＞	」に、
「附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）		」を
「附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）		」に
原子力廃止関連仮勘定償却費		

改め、同表の記載注意第四号中「＜　＞内には、」を「上段＜　＞内には」に改め、「費用を」の下に「、下段＜　＞内には原子力廃止関連仮勘定償却費」を加える。

様式第一の第二表中

「地帯間販売電源料	＜　＞ ＜　＞	」に、
「他社販売電源料	＜　＞	」を
「他社販売電源料	＜　＞ ＜　＞	」に

改め、同表の記載注意第二号中「＜　＞内には、」を「上段＜　＞内には」に改め、「収益を」の下に「、下段＜　＞内には原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益」を加える。

様式第二の第一表中

「地帯間購入電源費		」を
「地帯間購入電源費	＜　＞ ＜　＞	」に、
「他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）	（　）	」を
「他社購入電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）	＜　＞ ＜　＞ （　）	」に、
「附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）		」を
「附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）		」に
原子力廃止関連仮勘定償却費		

改め、同表の記載注意中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

3　地帯間購入電源費及び他社購入電源費の上段＜　＞内には過去の使用済燃料に係る費用を、下段＜　＞内には原子力廃止関連仮勘定償却費を内数として記載すること。

様式第二の第一表の項目別明細表(3)共有設備費等分担額（貸方）の表の次に次の一表を加える。

［原子力廃止関連仮勘定償却費］

（単位：千円）

項目	至近実績				年度	原価算定期間計	備考
	年度	年度	年度	平均			
原子力廃止関連仮勘定償却費							

様式第五の第二表中「地帯間購入電源費（過去の使用済燃料に係る費用」の下に「及び原子力廃止関連仮勘定償却費」を、「他社購入電源費（過去の使用済燃料に係る費用」の下に「、原子力廃止関連仮勘定償却費」を、「使用済燃料に係る収益」の下に「及び原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益」を加える。